

新型コロナウイルスに関する特別定額給付金(仮称)について

留学生のみなさん

国際交流センターから、新型コロナウイルスに関する特別定額給付金(仮称)についてのお知らせです。

すでにテレビやニュースで報道されているように、日本政府は新型コロナウイルスに関連して日本の住人1名につき10万円を給付することを決めました。日本国内で2020年4月27日時点で住民登録をしていれば、留学生のみなさんも給付の対象になります。

室蘭市の場合、手続きは次のとおりです。(室蘭市で住民登録している方が対象です)

【スケジュール】

1. 5月8日～5月23日の間、世帯主に順番に申請書を発送します。
2. 申請受付期間：2020年5月11日～8月10日(必着)
3. 給付は5月20日以降順番に行われます。

【申請方法】

■郵送申請

方法：申請書に記入・押印し、室蘭市から送られてきた封筒で返送する。

必要書類：申請書、本人確認書類の写し、受取口座通帳(キャッシュカード)の写し

※本人確認書類の写しとは：マイナンバーカード(写真付き)、健康保険証、運転免許証、パスポート、年金手帳、介護保険証等どれか1つのコピーを添付

※受取口座通帳(キャッシュカード)の写しとは：受け取る口座の金融機関名・店名、カナ氏名、口座番号がわかる通帳の表紙の裏面又は、キャッシュカードのコピーを添付してください。

■電子申請(マイナンバーカードを持っている場合)

方法：室蘭市が指定するサイトからオンライン申請

※詳細は室蘭市のホームページを確認してください。

室蘭市 HP

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org4200/tokubetsuteigakukyuuuhukin.html?type=pc>

【注意事項】

1. 詐欺に注意！新型コロナウイルスに便乗した詐欺が発生しています。個人情報、通帳、キャッシュカード、暗証番号を聞き出す詐欺に注意してください。
2. 申請期限までに申請しない場合は給付金を受け取ることができません。

3. 郵便が届かない場合もあります。その場合は添付の申請書で申請することができます。

【問い合わせ先】

「特別定額給付金(仮称)コールセンター」

電話番号：03-5638-5855

受付時間：午前9時～午後6時30分(土・日・祝日除く)